

## 法務省：公文書管理PT、省内に設置

簡易検索 2018.04.17 東京夕刊 9頁 社会面 (全350字)

法務省は17日、行政文書管理や刑事裁判記録の保管のあり方などを検討するプロジェクトチーム（PT）を省内に設置した。

議長を務める上川陽子法相は同日の閣議後記者会見で、学校法人「森友学園」問題での財務省の決裁文書改ざんなどを念頭に「公文書への国民の信頼回復には、ルールの徹底と確実な運用、更新履歴が厳格管理できる電子決裁システムへの移行加速が重要」との認識を示した。

刑事裁判記録を巡っては、犯罪の研究などのために重要だとして法相の指定により保管されている「刑事参考記録」のうち14件について、検察当局が2014年以降に指定を解除した上で廃棄していたことが、今月4日の衆院法務委員会で明らかになっている。

上川法相は福田康夫内閣で初代公文書管理担当相を務め、公文書管理法制定にも携わった。  
【和田武士】

毎日新聞

本サービスの収録内容に関する著作権その他の権利は、毎日新聞社または各権利者に帰属します。  
無断転載など権利侵害となるご利用はお断りします。(C)THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved.

# 黒川氏処分 深まる疑念

賭けマージャンで東京高検検事長を辞職した黒川弘務氏の訓告処分を決めたのは、だれだったのか。安倍晋三首相は官邸で判断したという指摘を否定するが、森雅子法相が食い違ふ答弁をするなど迷走が続く。法務省に信頼回復のための「刷新会議」を置き、批判をかかわるべく必死だが、疑念を解消するのは容易ではない。

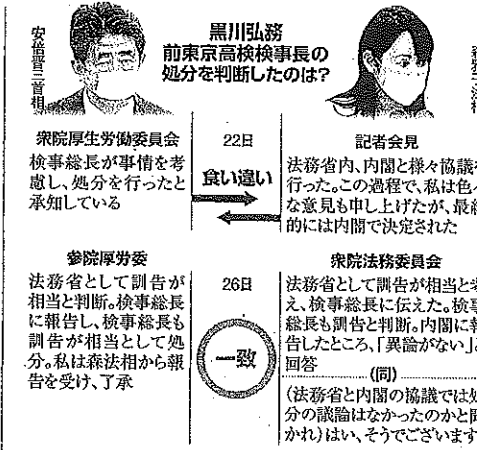
▼総合4面▶▶▶ 焦点探検、社説面▶▶▶ 指針形骸化

## 訓告首相、関与を否定

### 法相、「内閣決定」の答弁変更

26日の参院厚生労働委員「だ」と追った。しかし、首相は「立憲民主党の石橋通相は淡々と『検事総長におまかせ』と訓告を相対して」と断じて処分した」と従来の

答弁を繰り返した。追及の背景には、産経新聞記者や朝日新聞社員と賭けマージャンをした黒川氏の処分について、首相と森氏が22日の時点で食い違ふ答弁をしたことがあった。黒川氏の訓告処分は国家公務員法の懲戒処分ではなく、検事総長による監督上の措置。「軽すぎる」「甘すぎる」と批判される処分をだれが判断したのかという点が焦点になっていた。



## 信頼回復へ「刷新会議」

### 法相が表明、批判回避に躍起

森氏は26日の記者会見で「法務・検察行政刷新会議」を省内に立ち上げる」と表明。「首相から信頼回復のために力を尽くすよう指示を受けた」とことを設置の理由に挙げた。

その後の衆院法務委、野党統一会派の階級氏（無所属）は「検察の信頼が失われた原因は何か」と尋ねたが、森氏は「これからの法

務・検察行政に関する必要な検討を開始する」と述べただけだった。

検察の組織改革をめぐる事件の発覚を受けて2010年、柳田統法相が諮問機関「検察の在り方検討会議」を設置。検事総長経験者や学者のほか、ジャーナリストの江川紹子さんらが委員を務め、検察組織や捜

査手法の問題点を議論したことがある。

ただ、今回の刷新会議はどんなメンバーを集めるのか、どんなテーマを扱うのか、どの程度まで進むのか、まだ決まっていない。立ち上げがありきで、法務・検察の幹部からも「賭け事をするな」という指示を出すだけなら、会議を設置するまでもない。賭けマージャンは黒川氏個人の問題。今は今後さらに検討、調整

その後、法務省が懲戒処分の「戒告」が相当と意見したが、官邸との協議を受けて、より軽い「訓告」になったことが報じられた。批判の矛先が官邸に向く状況になり、森氏の答弁も変化したという。

森氏は26日の衆院法務委員会では、「法務省として訓告が相当と考へ、検事総長に伝えた。検事総長も訓告と判断した。内閣に報告したところ、『異論がない』と回答があった」と述べ、判断の主体は法務・検察側だったと強調した。

国民民主党の後藤祐一氏が「内閣と協議を行った」という森氏の22日の答弁を踏まえ、法務省と内閣とで何を協議したのか」とたずねた。森氏は「法務省から調査報告、先例の説明、処分などの事情を報告し、一と説明。後藤氏が『処分』の具体的な内容は議論していないか」とたずねた。森氏は「はい、そうでございます」と即答した。

森氏の答弁は、黒川氏の定年延長を決めた1月末の閣議決定以降、二転三転、黒川氏の処分への官邸の関与でも変更を続ける。立憲民主党の福山哲郎幹事長は記者会見で「この内閣は前後（の答弁）が違わうが、過去の答弁と全く異なる答弁をしうかがう構いがない」と語った。

黒川氏の退職金について、森雅子法相は26日の衆院法務委員会、「一般論」として、黒川氏と同じように勤務が37年間になる東京高検検事長が自らの都合で退職した場合、約5900万円になることを明らかにした。

野党統一会派の階級氏（無所属）への答弁。

国家公務員退職手当法によると、定年退職での退職金は約6700万円だが、辞職など定年前の自己都合退職の場合は減額され、約5900万円になる。安倍晋三首相は26日の記者会見で、黒川氏の退職金について「訓告処分に従って減額されていると承知している」と述べたが、減額は訓告処分によるのではなく、自己都合退職によるものだった。

菅義偉官房長官は26日の記者会見で、「訓告処分が付された行為を行ったために定年退職ではなく自己都合退職の扱いになり、退職手当は少なくなると説明した。

## 退職金減額 自己都合で

### 首相「訓告処分に従い減額」

黒川氏の退職金について、森雅子法相は26日の衆院法務委員会、「一般論」として、黒川氏と同じように勤務が37年間になる東京高検検事長が自らの都合で退職した場合、約5900万円になることを明らかにした。

野党統一会派の階級氏（無所属）への答弁。

国家公務員退職手当法によると、定年退職での退職金は約6700万円だが、辞職など定年前の自己都合退職の場合は減額され、約5900万円になる。安倍晋三首相は26日の記者会見で、黒川氏の退職金について「訓告処分に従って減額されていると承知している」と述べたが、減額は訓告処分によるのではなく、自己都合退職によるものだった。

菅義偉官房長官は26日の記者会見で、「訓告処分が付された行為を行ったために定年退職ではなく自己都合退職の扱いになり、退職手当は少なくなると説明した。

# 新型コロナウイルス接触確認アプリ 利用者向けQ & A

## 問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

## 問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

## 問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中のみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

## 問4 個人情報が収集されることはないですか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中のみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

## 問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはない、記録することはありません。

## 問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

## 問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

## 問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

## 問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にいただくと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

## 問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

## 問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などをご案内します。

## 問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

# 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律の概要

## 趣旨

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、①法科大学院における教育は法曹となろうとする者に必要とされる学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきこと等を大学の責務として新たに規定するとともに、②法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度の創設、③法科大学院の課程における所定の単位の修得及び当該課程の修了の見込みについて当該法科大学院を設置する大学の学長が認定した者に対する司法試験の受験資格の付与等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

#### (1) 法科大学院における教育の充実

- ① 法科大学院において、以下の学識等を段階的・体系的に涵養すべきことを規定。【第4条】
- (ア) 法曹となろうとする者に共通して必要とされる学識及びその応用能力
  - (イ) 法曹となろうとする者に必要な専門的な法律に関する分野の学識及びその応用能力
  - (ウ) 実務の基礎的素養や弁論能力等
- ② 法科大学院に、教育課程や成績評価・修了認定の基準等の公表を義務付け。【第5条】

#### (2) 法科大学院と法学部等との連携に関する規定の新設

法科大学院を設置する大学が、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程（連携法曹基礎課程）を置こうとする大学と当該課程における教育の実施等に関する「法曹養成連携協定」を締結し、文部科学大臣が認定する制度を創設。【第6条】

#### (3) 法科大学院における入学者の多様性の確保

法学未修者、社会人、早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する入学選抜における配慮義務を規定。【第10条】

#### (4) 法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定の新設

法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求められることができること等を規定。【第13条】

※ 政令により法科大学院の定員増を認可事項とし、文部科学省告示により入学定員総数につき2,300人程度を上限とする。

### 2. 学校教育法の一部改正【第102条第2項】

大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、当該者と同等以上の資質・能力を有すると認められる者（※）を追加。

※ 文部科学省令により、判断材料として、法科大学院の「既修者認定試験」を規定。

### 3. 司法試験法及び裁判所法の一部改正

- ① 司法試験の受験資格を有する者として、法科大学院の課程に在学する者であって、所定の単位を修得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加し、受験可能期間の起算点の特則を規定。【司法試験法第4条第2項】
- ② 上記の受験資格に基づいて司法試験を受けた者については、司法試験の合格に加え、法科大学院課程の修了を、司法修習生の採用に必要な要件として規定。【裁判所法第66条第1項】
- ③ 司法試験の選択科目相当科目の履修義務付け（※）を含む法科大学院教育の見直しを踏まえ、予備試験の論文式試験について、選択科目を導入し、一般教養科目を廃止。【司法試験法第5条第3項】
- ※ 1. (1) ①(イ)を踏まえ、文部科学省令において規定。

## 施行期日

平成32（2020）年4月1日（ただし、1.（4）及び経過措置に係る規定は公布日、3. ①及び②並びに1.のうち3. ①に関係する規定は平成34（2022）年10月1日、3. ③は平成33（2021）年12月1日）

出典：文部科学省作成資料

令和2年11月13日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

# 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた国民等に対する援助のための 日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案 概要

## 趣旨 (第1条)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた国民等が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、日本司法支援センター(いわゆる法テラス)が、総合法律支援法に規定する業務のほか、新型コロナウイルス感染症関連法律援助事業を行うこととするもの

## 1. 新型コロナウイルス感染症関連法律援助事業

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた国民等(国民又は我が国に住所を有し適法に在留する者)を当事者とする新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に起因する紛争につき、援助する業務及びこれに附帯する業務(第3条第1項)

<援助の内容(第3条第1項第1号)>

- ①代理援助 : 訴訟等の代理人となる弁護士等の報酬・実費の立替え等
- ②書類作成援助 : 訴訟等に必要書類の作成を弁護士等に依頼した場合の報酬・実費の立替え等
- ③法律相談 : 弁護士等による無料の法律相談(刑事に関するものを除く)の実施

### 援助の対象となる手続

次に掲げる手続の準備及び追行(民事裁判等手続にあっては、先立つ和解の交渉も含む)

- ・民事裁判等手続(裁判所における民事・家事・行政事件に関する手続)
- ・裁判外紛争解決手続(いわゆるADR)
- ・行政不服申立手続

### 援助の対象者となるための要件

少なくとも、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により収入の著しい減少があったことを要する(第3条第2項)

## 2. 立替金の償還の猶予・免除

立替金の償還は、手続の準備及び追行がされている間猶予する(第3条第2項)

## 3. 長期借入金

日本司法支援センターは、新型コロナウイルス感染症関連法律援助事業に必要な費用に充てるため、法務大臣の認可を受けて長期借入金をすることができる旨等を定める(第4条)

- ▷ 施行日 … 準備行為に係る規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内で政令で定める日(附則第1条)
- ▷ 準備行為 … 日本司法支援センターは、この法律の施行日前においても、新型コロナウイルス感染症関連法律援助事業の実施に必要な準備行為をすることができる(附則第2条)
- ▷ 廃止 … 施行の日から2年以内に廃止するものとする(附則第3条)

出典：議員立法「新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた国民等に対する援助のための  
日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案」資料  
令和2年11月13日(金) 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

電子署名及び認証業務に関する法律(電子署名法)の一部を改正する法律案  
〔テレワーク促進法案〕概要

1 電磁的記録の真正な成立の推定に関する規定の改正(第3条)

【現状の課題】

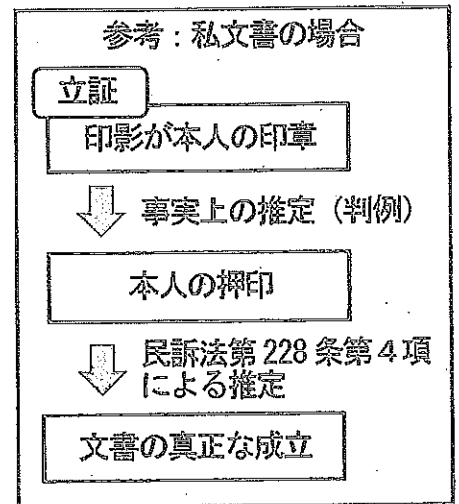
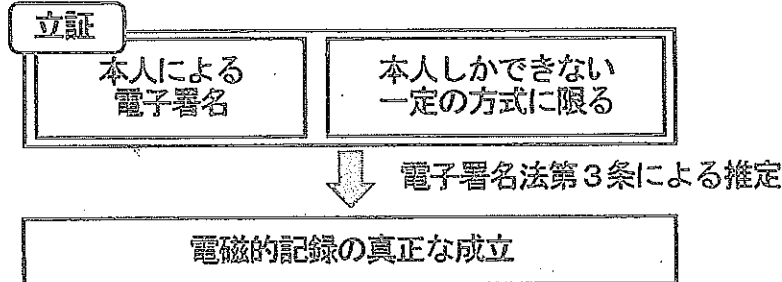
テレワークの促進のためには押印をデジタル化することが必要であるが、電子署名は、本人が電子署名を行ったことが電磁的記録の真正な成立の推定を受けるための立証事項になっているほか、より利便性の高いリモート署名が含まれているか明らかではなく、必ずしも普及しているとはいえない。

【改善策】

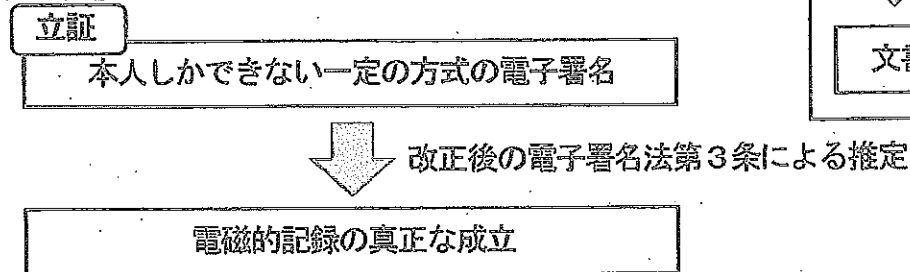
電磁的記録の真正な成立の推定に係る立証事項を整理するとともに、署名鍵等の管理の主体を本人に限定しないこととしリモート署名が含まれることを明記する。

(1) 真正な成立の推定に係る立証事項の整理

【現行】



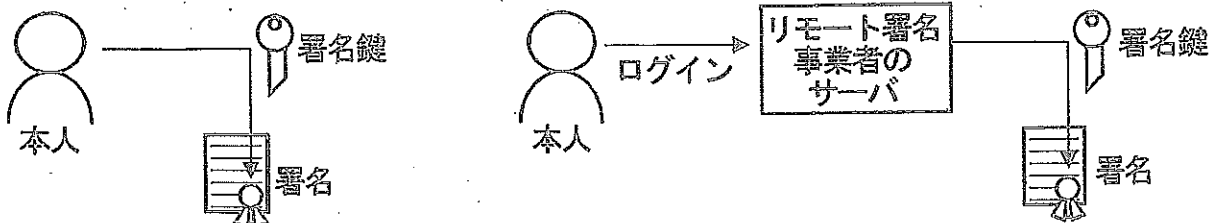
【改正後】



(2) 第3条の電子署名にリモート署名が含まれることの明確化(「管理する」→「管理される」)

【ローカル署名】

【リモート署名】



※リモート署名：リモート署名サービス提供事業者のサーバに本人の署名鍵を設置・保管し、本人が当該事業者のサーバにリモートでログインした上で本人自らの署名鍵で措置(電子署名)を行うもの

出典：議員立法「電子署名及び認証業務に関する法律(電子署名法)の一部を改正する法律案(テレワーク促進法案)」資料

令和2年11月13日(金) 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

## 2 電子署名に準ずる措置に係る電磁的記録の真正な成立の推定に関する規定の新設(附則第4条)

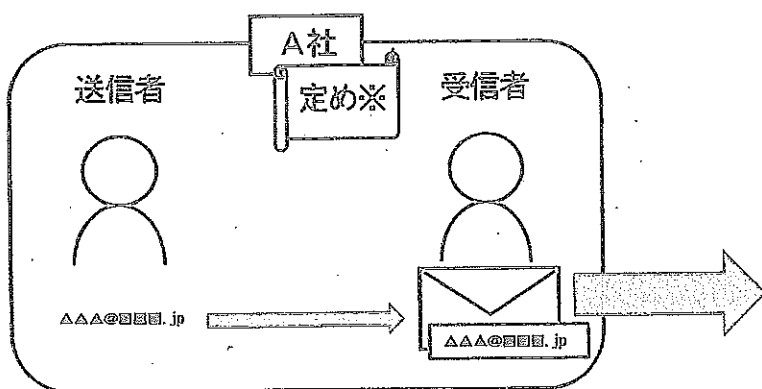
### 【現状の課題】

電子署名は、1の措置により今後より一層普及すると考えられるが、現状では、1の措置を講じたとしても、中小企業のように導入が容易でない事業者も存在すると思われる。

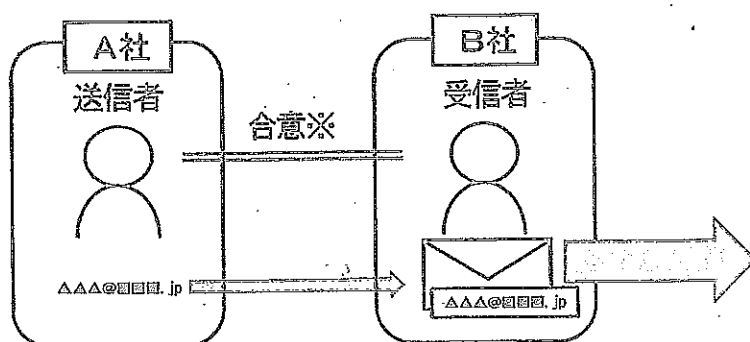
### 【改善策】

当分の間の措置として、事業者に普及していると考えられる電子メールを利用する方法により、電子署名と同様の電磁的記録の真正な成立の推定を認めることとする。

### (1) 同じ会社の社員への電子メール



### (2) 他の会社の社員への電子メール



電子メールにより受信した情報を記録した電磁的記録は、当分の間、送信者の作成に係るものとして真正に成立したものと推定(改変の有無の確認措置がある場合に限る)

※①電子メールアドレスが送信者専用

②受信した情報を記録した電磁的記録が真正な成立の推定を受けること

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日

出典：議員立法「電子署名及び認証業務に関する法律（電子署名法）の一部を改正する法律案（テレワーク促進法案）」資料

令和2年11月13日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）